

合法木材供給事業者認定に当たっての留意事項

合法木材供給事業者認定は、平成18年4月に導入され、グリーン購入法と林野庁ガイドラインの「木材・木材製品の合法性、持続可能の証明のためのガイドライン」(以下林野庁ガイドライン)に基づき、政府調達の対象を合法木材とする仕組みとなっています。

平成29年6月から「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称「クリーンウッド法」)」が施行され、木材・木材製品を利用する事業者は合法木材の利用、木材・木材製品を供給する木材関連業者(住宅建築等川下を含む)は取扱うすべての木材・木材製品の合法性の確認が義務付けられました。

なお、クリーンウッド法においては、「林野庁ガイドライン」の認定に基づく証明方法も合法性の確認に活用出来ることとされています。

このような中、一部の認定事業者が合法性を証明出来なかった事案や国内における無断伐採、不適切伐採等が発生しており、合法木材供給事業者認定の信頼性を確保するため「林野庁ガイドライン」のより適切な運用が求められています。

つきましては、今回の合法木材供給事業者認定に当たって次の点に留意のうえ活動願います。

なお、不適切な行為が認められた場合には、全買連の「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領(以下全買連実施要領)」第十により認定の取消しもあり得ますので申し添えます。

記

1. 行政当局等から発せられる森林法違反などの情報を把握して対応すること
2. 合法性の証明できない木材製品等を合法木材として販売しないこと。
3. 合法性の証明は合法である事の確認を行った上で証明し、証明を求められた場合は速やかに対応すること。
4. 保安林伐採許可などに基づき伐採された証明書又はそれに基づき納品書などに記載された証明書などの文書で合法性等が証明された木材とそれ以外の木材・木材製品を分別管理すること(合法木材認定事業者に認定されていることを以て取扱う木材・木材製品の合法性が証明されたことにはならないことに留意)。
5. 全買連を含め木材関係団体等が行う研修・セミナーを受講するなど最新の情報を得て適切に対応すること
6. 全買連における認定に係わる立入検査や現地指導に協力すること。
7. 認定事業者は、弊法人が定める全買連実施要領第八に基づき取扱実績を毎年6月末までに提出すること。
8. 合法木材の入荷先、在庫情報を帳票管理し、証明書を含む関係書類は5年間保管すること。
9. 分別管理及び書類管理方針書に記名された分別管理責任者に指名の旨を周知しておくこと。

令和元年6月6日
事務連絡

合法木材供給事業認定者各位

(一社) 全国木材市売買方組合連盟
事務局長 草野 洋

林野庁ガイドラインに基づく合法木材証明書の発行について

日頃から、合法木材供給についてご協力、ご支援をいただいておりますことにお礼申し上げます。

本年度、林野庁の補助事業である「JAS構造材利用拡大事業」、「外構部の木質化事業」が実施され、個別案件の公募が開始されたところです。

これらの事業で助成対象となる木材は、クリーンウッド法に基づく合法伐採木材であることが条件とされており、ガイドラインに基づく合法木材も対象となっているところです。

そのような中で、川下の施工事業者等から、

- ① 木材を購入した問屋等に依頼しても合法証明を貼付されてこない
- ② 合法木材供給事業者である認定書のコピーしか添付されてこない
- ③ 合法証明書を請求しても、認定事業者だから間違いないという返事しかこないというクレームが複数寄せられています。

補助事業においては、施工者からの交付申請書に各材料の合法木材証明書の添付がない場合、助成金が支払えなくなります。

合法木材証明書については、日頃から、納入先からの請求がある、なしに関わらず、できるだけ添付していただくようお願いしてきたところですので、改めて、全買連認定事業者の皆様、合法木材証明書（納品書に合法木材であることの記載でも結構です）の添付の徹底をお願いいたします。